

令和 8 年度相談支援従事者現任研修 開催要項

1. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの、総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援従事者の資質向上を図る。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

		期日	開催場所	定員
前期①	講義	eラーニングによる受講（約6時間）	動画公開日 ～ 10月16日（金）	60名
前期②		10月30日（金）	朱鷺会館大ホール	
中期	演習	11月27日（金）		
後期		12月22日（火）		

※定員について・・・定員超過の場合は次の事項に該当する者から優先的に受講を決定します。

- （1）初任者研修修了年度の翌年度から各5年度目の者
（平成23年度、平成28年度、令和3年度初任者研修修了者）
- （2）現に相談支援業務に従事している者

4. 受講対象者等

島根県内に所在する法人（事業所）で従事している、または従事する予定の者で、下記（1）及び（2）に該当する者

（1）次のアまたはイの現任研修受講要件を満たす者

ア 過去5年間に（※1）2年以上の（※2）相談支援業務に従事した経験がある

イ 現に（※2）相談支援業務に従事している

※初任者研修修了後、初めて現任研修を受講する場合は、必ずアの要件を満たす必要があります。

※初任者研修修了後、現任研修の受講が2回目以降の場合は、アまたはイのいずれかの要件を満たせば受講可能です。

（2）事前課題及び実習の実施が可能な者

※1：1年間で180日以上勤務が必要です。

※2：指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員、市町村の行う相談支援事業（委託相談を含む）の相談業務従事者、または指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者の職にあることをいいます。

注 相談支援専門員は、初任者研修修了年度の翌年度から5年度ごとに1回以上の現任研修又は主任相談支援専門員養成研修を受講しなければ資格が失われます。期限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できませんのでご注意ください。なお、島根県では令和8年度に主任相談支援専門員養成研修の開催はありません（既修了者を対象としたフォローアップ研修を開催予定です）。

5. 申込方法・受講決定・受講料等

（1）申込期間 令和8年4月8日（水）～5月8日（金）13時までに申し込んでください。

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込はできません。）

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎた後の受講申し込みは受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 添付書類

申込と併せ、下記 (ア) ~ (エ) に従い各種書類をアップロードし、添付してください。

(ア) 相談支援従事者初任者研修修了証書 (写し) …**全員**

※障害者ケアマネジメント研修及び平成 18 年度～平成 23 年度の相談支援従事者初任者研修を受講された方は、障害者ケアマネジメント研修の修了書と相談支援従事者初任者研修の受講証明書の写しの両方

(イ) 相談支援従事者現任研修修了証書 (写し) …**過去に現任研修の受講歴がある方**

(ウ) 相談支援専門員実務経験申出書 (別紙) …**全員**

(エ) 公的証明書 (戸籍抄本など) (写し) …**氏名等の変更がある方**

(3) 受講決定

① 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後 2 週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。

② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

(4) 受講料等

受講料 ひとり 5,000 円 (消費税非課税)

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください (振込手数料はご負担ください)。

改訂「障害者相談支援従事者研修テキスト(現任研修編)」中央法規出版(株) 2025年1月発行

テキスト金額 3,410 円 (消費税課税) ※別途テキストは各自でご購入いただけます。

6. eラーニング ※詳細は受講決定者に個別に通知します。

eラーニングのパスワード等は受講料納入確認後、別途送付します。紛失された場合、再発行はできませんので各自大切に保管してください。

- eラーニングとは、自宅や職場のパソコン等インターネットを介して web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。
- eラーニングに必要なインターネット環境や動画再生・音声出力ができるパソコン等を受講者自身で用意していただくことになります。なお、パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。
- eラーニングの受講期間の延長はできません。期間中は、動画を繰り返し視聴できます。

7. 事前課題

事前課題は、島根県福祉人材センターのホームページでお知らせしますので、必ず確認してください。

詳細は、9月初旬頃より島根県福祉人材センターのホームページでお知らせしますので、作成の上、提出してください。

8. 実習

前期②及び中期終了後に各自で実習を実施していただきます。実習の詳細は前期②及び中期で説明しますが、概要は下記のとおりですので、実施可能であることを確認してください。

(1) 実習① 【期間：前期②終了後～中期開始までの間】

各受講者が**自らの関わる障がい当事者**に対して、前期②演習で確認された支援課題について支援を実施する。
※必ず実習担当者のアドバイスを受けながら実習を行ってください (アドバイスを受ける実習担当者は前期②にてお知らせします)。

(2) 実習② 【期間：中期終了後～後期開始までの間】

各市町村自立支援協議会 (以下「協議会」という。) の体制等を学ぶため、協議会 (専門部会等を含む) に参加し、相談支援体制や協議会体制、運営状況等を学ぶ。

※必ず実習担当者のアドバイスを受けながら実習を行ってください。

※各協議会で実習の場を設けます。申込書に、参加する市町村を入力ください (参加する市町村は、別紙「令和 8 年度相談支援従事者現任研修実習②開催日程」を参考にしてください)。

9. 課題の提出

- (1) 前期②、中期、後期の受付時には、実習期間に取り組んだ内容（詳細は「8.実習」参照）について、課題の提出が必要です。
- (2) **例年、課題提出時に不備（必要部数を揃えていない等）がある受講者がいるため、受付が混雑し、開始時間や研修に支障が生じることがあります。島根県福祉人材センターのホームページに掲載される「課題作成要領」等をよく確認し、提出課題や部数に不備がないようにしてください。また、受付終了間際ではなく、時間に余裕をもってお越しください。**

10. 修了証書の交付等

- (1) すべての日程を修了された方には修了証書が交付されます。
- (2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。
- (3) 欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合や課題の提出がない場合は、修了証書を発行できません。また、受講態度が著しく不良であると認められる場合や研修内容を理解していないと判断される場合は、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

11. 会場

朱鷺会館 出雲市西新町2丁目 2456-4（「しまね花の郷」となり）
○JR 西出雲駅南口から徒歩 10 分（JR 西出雲駅より南へ約 500m）

12. お問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／足立・大野
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F
【TEL】 0852-32-5975 【FAX】 0852-32-5956 【HP】 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

令和 8 年度相談支援従事者現任研修 日程表

期	日程	時間	カリキュラム 内容	大項目	中項目
前期①	e-ラーニングによる受講 動画公開日～10/16 (金)		【講義】障害者総合支援法及び児童福祉法等の現状 (1H)	第 1 章	講義 1-1
			【講義】意思決定支援に着目した個別相談支援 (1H)	第 2 章	講義 2-1
			【講義】他職種連携及びチームアプローチ (1H)		講義 2-2
			【講義】地域を基盤としたソーシャルワーク (1H)		講義 2-3
			【講義】実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の倫理と方法 (1.5H)	第 3 章	講義 3-1
前期②	10/30(金)	8:15～8:45	開場・受付 ※課題の提出があるため、時間に余裕をもってお越しください	講 師	
		8:45～9:00	開会・ガイダンス	四ツ葉園ハローネット 安達 佑哉 氏	
		9:00～17:00	【演習】 個別相談支援とケアマネジメント 相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。		
中期	11/27(金)	8:20～ 8:50	開場・受付 ※課題の提出があるため、時間に余裕をもってお越しください	相談支援事業所 ふあっと 渡部 和子 氏	
		8:50～9:00	オリエンテーション	出雲市障がい者基幹相談支援センターあんど 布野 寛明 氏	
		9:00～17:00	【演習】 相談援助に求められる他職種連携及びチームアプローチ 相談支援専門員の人材育成方法としての経験から学ぶ省察的思考の重要性について理解する。具体的な実施方法として事例研究及びスーパービジョンの理論について理解する。	きすき相談支援センター おれんじ 松林 哲也 氏	
後期	12/22(火)	8:20～8:50	開場・受付 ※課題の提出があるため、時間に余裕をもってお越しください	安来地域活動支援センターステップ 神田 真彦 氏	
		8:50～9:00	オリエンテーション	亀の子サポートセンター 土江 久美 氏	
		9:00～17:00	【演習】 地域をつくる相談支援 (コミュニティワーク) の実践 本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談援助技術について説明できる。自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。個別の相談支援の実践事例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力の向上を図る。		

※日程は多少前後する可能性があります。前期②・中期・後期は昼食休憩が 1 時間程度入ります。

研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について

1. 受講状況の確認及び修了証書の発行について

(1) 各科目の終了後に「出席簿」にフルネームでサインをお願いします。この出席簿へのサインにより、受講状況の確認をしますので、忘れないようご注意ください。なお、1科目でも欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。

(2) 本研修は、皆様ご存じのとおり、事業所・施設の中心となる人材を養成するための重要な研修です。

そのため、研修受講態度が著しく不良であると認められた場合（※①～⑥）や、研修内容を明らかに理解していないと判断された場合は、修了証書の発行を行わない可能性がありますので予めご了承ください。

（研修の全日程を終了している場合でも、研修修了者と認めない場合があります。）

①遅刻や早退等で研修の全課程を受講できない場合

②事前課題が適切に実施されていないと判断された場合

③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の過度な使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、内職や居眠り等）

④他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為

⑤研修の円滑な実施を妨げる行為（演習等での消極的な態度や他の受講者との非協力的な姿勢（グループワークに等において消極的な態度も含む））

⑥その他、講師やファシリテーターから注意を受けても受講態度が改善されない場合

以上の注意事項に心掛け、研修の受講者としてふさわしい姿勢やマナーをもって、誠意ある態度で研修に臨んでいただきますようお願いいたします。

(3) 緊急かつやむを得ない事情による場合は、島根県と協議のうえ決定します。

2. その他

(1) 昼食は各自でご準備ください。

(2) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

(3) 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。

(4) 研修中は、携帯電話はマナーモードにし、緊急時以外の使用はお控えください。

(5) 研修中のパソコンやタブレットの使用は、研修に関係のない行為であるかどうかの判断に影響するため、使用は認めません。

(6) 研修内容の録音・録画及び研修会場内の許可されていないものの撮影は、一切禁止とさせていただきます。

(7) 研修受講にあたって配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。

(8) 受講者の健康状態によっては、研修参加をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

(9) マスク着用は個人の判断を基本とします。

(10) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

上記内容をご了解のうえ、研修申し込みをしていただきますようお願いいたします。